

鳥取県林地開発許可事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号。以下「条例」という。）、鳥取県林地開発条例施行規則（平成18年鳥取県規則第8号。以下「規則」という。）、及び鳥取県林地開発許可に係る技術基準等運用規程（平成18年3月28日付農林水産部長通知）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(指導監督)

第3条 地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長は、条例第15条第3項から第5項までの規定に基づく立入調査等を行うほか、定期的に当該職員を事業区域に立ち入らせ、開発行為の実施状況の確認及び適切な指導監督を行わせるものとする。

- 2 前項により、事業区域に立ち入り、確認及び指導監督を行った職員は、確認事項及び開発者との協議事項又は開発者への指示事項を書面（様式第1号）に記録し、双方がこれを確認し保持するとともに、地方事務所の長に報告するものとする。

(申請書の審査)

第4条 地方事務所の長は、規則第4条第1項の規定に基づく林地開発許可申請書又は林地開発変更許可申請書（以下「申請書」という。）が提出されたときは、別紙1及び別紙2を参考に、受付後速やかに必要な書類の有無及び記載事項の確認（以下「形式審査」という。）、開発許可の基準に則った審査（以下「基準審査」という。）及び現地調査を行うとともに、他法令の許認可を所管する関係機関との連絡調整（以下「連絡調整」という。）を行うものとする。

- 2 地方事務所の長は、前項による審査等の結果、申請書に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合又は添付書類に不備がある場合は、申請者に対して期限を付して、補正指示の通知を文書により行うものとする。
- 3 地方事務所の長は、林地開発許可申請調査書（様式第2号）、林地開発許可審査調書（様式第3号）及び当該開発行為をしようとする森林の森林簿及び森林計画図（事業区域、残置森林、造成森林及び開発行為を行った後に森林以外となる区域を明示したもの）の写しを作成するとともに、申請書が知事の許可に係るものについては作成した書類を添付し、知事に副申するものとする。
- 4 前項により地方事務所の長から副申を受けた知事は、受付後速やかに基準審査及び連絡調整を行うとともに、必要に応じ当該申請に係る事業区域の現地調査を行い、林地開発許可審査調書（様式第3号）を作成するものとする。
- 5 知事は、前項による審査等の結果、申請書に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合又は添付書類に不備がある場合は、補正後の書類を地方事務所の長に提出するよう、申請者に対して期限を付して、文書により通知を行うものとする。
- 6 地方事務所の長は、前項による補正後の書類を審査し、知事に副申するものとする。

(軽微な変更の届出の受理)

第5条 地方事務所の長は、規則第4条第3項の規定に基づく林地開発行為変更届（以下「変更届」という。）が提出されたときは、受付後速やかに形式審査及び変更の内容の確認を行い、規則第4条第2項の軽微な変更に該当すると認めるときはこれを受理し、変更届を提出した者に通知するとともに、森林づくり推進課長に送付するものとする。

2 地方事務所の長は、前項による変更届に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合又は添付書類に不備がある場合は、変更届を提出した者に対して期限を付して、文書による通知又は第3条第2項の規定を準用した方法により、補正指示を行うものとする。

3 第1項の変更届に係る開発行為について、当該開発行為と密接に関連する他法令の許認可の手続が必要な場合は、当該処分の日に受理するものとし、許可工期は当該許認可の期間までとする旨、第1項の通知に記載するものとする。

4 地方事務所の長は、第1項の変更届が規則第4条第2項の軽微な変更に該当しないと認めるときは、条例第9条第1項の規定に基づき、規則第4条第1項の規定に基づく申請書を提出するよう、変更届を提出した者に対して指導するものとする。

(許可又は不許可の処分)

第6条 知事及び地方事務所の長は、申請に係る開発行為について許可の処分をしようとするときは、あらかじめ申請書類等を関係市町村長に送付した上で、林地開発行為に関する意見書(様式第4号)により関係市町村長の意見を聴取するとともに、鳥取県森林審議会への諮問基準(昭和50年1月23日制定)に従い鳥取県森林審議会の意見を聴取するものとする。

2 知事及び地方事務所の長は、許可の処分を行うときは、林地開発許可証(様式第5号)により行うものとする。

3 知事及び地方事務所の長は、許可又は不許可の処分を行ったときは、申請者、第1項により意見を聴取した市町村長及び知事にあつては地方事務所の長、地方事務所の長にあつては森林づくり推進課長に通知するとともに、許可の処分を行ったときは、鳥取県公安委員会委員長に通知するものとする。

(開発行為の着手の届出の受理)

第7条 地方事務所の長は、規則第8条の規定に基づく林地開発行為着手届(以下「着手届」という。)が提出されたときは、受付後速やかに形式審査を行い、適当と認めるときはこれを受理し、着手届を提出した者に通知するとともに、森林づくり推進課長に送付するものとする(林地開発台帳データベースに掲載する場合は、公文書は不要とする)。

2 地方事務所の長は、前項による着手届に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合又は添付書類に不備がある場合は、着手届を提出した者に対して期限を付して、文書による通知又は第3条第2項の規定を準用した方法により、補正指示を行うものとする。

(開発行為の工期の延長の届出の受理)

第8条 地方事務所の長は、規則第9条の規定に基づく林地開発行為工期延長届(以下「工期延長届」という。)が提出されたときは、受付後速やかに形式審査を行い、適当と認めるときはこれを受理し、工期延長届を提出した者に通知するとともに、森林づくり推進課長に送付するものとする(林地開発台帳データベースに掲載する場合は、公文書は不要とする)。

2 地方事務所の長は、前項による工期延長届に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場

合又は添付書類に不備がある場合は、工期延長届を提出した者に対して期限を付して、文書による通知又は第3条第2項の規定を準用した方法により、補正指示を行うものとする。

- 3 地方事務所の長は、第1項の工期延長届に係る開発行為について、当該開発行為と密接に関連する他法令の許認可の手続が必要な場合は、当該許認可に係る計画内容を確認し、許可計画の内容に変更がなく、かつ、開発許可の基準に適合すると認めるときは、当該処分の日に受理するものとし、許可工期は当該許認可の期間までとする旨、第1項の通知に記載するものとする。
- 4 地方事務所の長は、前項による確認の結果、許可計画の内容に変更があると認めるとき又は開発許可の基準に適合しないと認めるときは、条例第9条第1項の規定に基づき、規則第4条第1項の規定に基づく申請書又は同条第3項の規定に基づく変更届を提出するよう、工期延長届を提出した者に対して指導するものとする。

(開発者の住所等の異動の届出の受理)

第9条 地方事務所の長は、規則第10条の規定に基づく林地開発者住所等異動届（以下「異動届」という。）が提出されたときは、受付後速やかに形式審査を行い、適当と認めるときはこれを受理し、異動届を提出した者に通知するとともに、森林づくり推進課長に送付するものとする（林地開発台帳データベースに掲載する場合は、公文書は不要とする）。

- 2 地方事務所の長は、前項による異動届に不備がある場合は、異動届を提出した者に対して期限を付して、文書による通知又は第3条第2項の規定を準用した方法により、補正指示を行うものとする。

(災害発生の報告への対応)

第10条 地方事務所の長は、規則第11条の規定に基づく林地開発行為災害発生報告書（以下「災害発生報告書」という。）が提出されたときは、受付後速やかに現地の確認を行うとともに、農林水産部長に送付するものとする。

- 2 地方事務所の長又は農林水産部長は、災害発生の状況に応じた適切な指導又は命令を行うものとする。

(開発行為の地位の承継の届出の受理)

第11条 地方事務所の長は、規則第12条第1項の規定に基づく林地開発行為地位承継届（以下「地位承継届」という。）が提出されたときは、当該地位承継届が知事の許可に係るものについては受付後速やかに形式審査及び連絡調整を行い、適当と認めるときは知事に副申するものとする。また、当該地位承継届が地方事務所の長の許可に係るものについては受付後速やかに形式審査、内容審査及び連絡調整を行い、適当と認めるときはこれを受理し、地位承継届を提出した者に通知し、森林づくり推進課長へ送付するものとする（林地開発台帳データベースに掲載する場合は、公文書は不要とする）。

- 2 地方事務所の長は、前項による地位承継届に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合又は添付書類に不備がある場合は、地位承継届を提出した者に対して期限を付して、補正指示の通知を文書により行うものとする。
- 3 第1項により地方事務所の長から送付を受けた知事は、受付後速やかに届出書の内容の審査及び連絡調整を行い、適当と認めるときはこれを受理し、地位承継届を提出した者及び地方事務所の長に通知するものとする。
- 4 知事は、前項による審査等の結果、地位承継届に不備がある場合、必要な書類が添付されてい

い場合又は添付書類に不備がある場合は、補正後の書類を地方事務所の長に提出するよう、地位承継届を提出した者に対して期限を付して、文書により通知を行うものとする。

5 地方事務所の長は、前項による補正後の書類を審査し、知事に副申するものとする。

(変更命令の手法)

第12条 農林水産部長及び地方事務所の長は、条例第8条の規定に基づく命令を行おうとするときは、鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。）第13条第1項第2号の規定に基づき弁明の機会を付与するため、開発者に対し弁明書を提出する期限を付して、弁明通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、同条第2項の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 農林水産部長及び地方事務所の長は、前項の弁明通知書に基づき弁明書が提出されたときは、当該弁明書の内容を勘案した上で、変更命令書（様式第7号）により命令を行うものとする。ただし、前項に定める期限までに弁明書が提出されない場合は、弁明書の提出を待つことなく命令を行うものとする。

3 前項の命令書には、当該命令を行う理由及び履行期限を記載するものとする。

4 農林水産部長及び地方事務所の長は、他法令に基づき同様の内容の命令が行われるときは、これを所管する関係機関と連絡調整の上、第2項の命令を行うものとする。

5 農林水産部長及び地方事務所の長は、第2項の命令を行ったときは、農林水産部長にあつては地方事務所の長に、地方事務所の長にあつては森林づくり推進課長に通知するものとする。

(許可計画等の不遵守等に対する指導監督の手法)

第13条 地方事務所の長は、条例第9条第1項の規定に基づく指導を行うときは、文書により通知するものとする。

2 地方事務所の長は、他法令等に基づき同様の内容の指導が行われるときは、これを所管する関係機関と連絡調整の上、前項の指導を行うものとする。

3 地方事務所の長は、第1項の指導を行ったとき及び条例第9条第3項の規定に基づく改善計画の承認を行ったときは、森林づくり推進課長に通知するものとする。

(監督処分及び措置命令の手法)

第14条 地方事務所の長は、条例第10条第1項から第3項までの規定に基づく命令を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる様式により行うものとする。この場合における弁明の機会の付与等については、第12条第1項及び第2項の規定を準用する。

(1) 開発行為の中止を命ずるとき 中止命令書（様式第8号）

(2) 期間を定めて復旧に必要な行為を命ずるとき 復旧命令書（様式第9号）

(3) 開発の跡地の崩壊防止施設の設置その他の森林の有する公益的機能の維持のために必要な措置をとるべきことを命ずるとき 措置命令書（様式第10号）

2 前項各号に掲げる命令書には、違反行為の内容及び当該命令を行う理由を記載するものとし、同項第2号及び第3号の命令は、当該命令を受けた者が行うべき措置の具体的な内容及び履行期限を記載するものとする。

3 第1項第3号の命令は、同項第1号の命令書に併記して行うことができるものとする。この場合における命令書の様式は、様式第11号によるものとする。

4 地方事務所の長は、他法令に基づき同様の内容の命令が行われるときは、これを所管する関係機

関と連絡調整の上、第1項の命令を行うものとする。

5 地方事務所の長は、第1項の命令を行ったときは、森林づくり推進課長に通知するものとする。

(緊急措置命令の手法)

第15条 地方事務所の長は、条例第11条の規定に基づく命令を行うときは、緊急措置命令書（様式第12号）により行うものとする。

2 前項の命令書には、当該命令を行う理由、当該命令を受けた者が行うべき措置の具体的な内容及び履行期限を記載するものとする。

3 地方事務所の長は、他法令に基づき同様の内容の命令が行われるときは、これを所管する関係機関と連絡調整の上、前項の命令を行うものとする。

4 地方事務所の長は、第1項の命令を行ったときは、森林づくり推進課長に通知するものとする。

(許可の取消しの手法)

第16条 知事及び地方事務所の長は、条例第12条の規定に基づく許可の取消しを行うときは、行政手続条例第13条第1項第1号の規定に基づく聴聞を行い、当該聴聞での開発者の主張を勘案した上で行うものとする。

2 知事及び地方事務所の長は、他法令に基づき同様の内容の処分が行われるときは、これを所管する関係機関と連絡調整の上、前項の処分を行うものとする。

3 知事及び地方事務所の長は、第1項の処分を行ったときは、関係市町村長及び知事にあつては地方事務所の長、地方事務所の長にあつては森林づくり推進課長に通知するものとする。

(開発行為の中止又は廃止の届出の受理)

第17条 地方事務所の長は、規則第13条第1項の規定に基づく林地開発行為中止（廃止）届（以下「中止届等」という。）が提出されたときは、受付後速やかに形式審査及び条例第13条第1項に規定する必要な措置の確認及び林地開発行為中止等確認調書（様式第13号）（以下「中止等確認調書」という。）の作成を行い、適当と認めるときはこれを受理し、中止届等を提出した者及び関係市町村長に通知するとともに、中止等確認調書を添付し森林づくり推進課長に送付するものとする（林地開発台帳データベースに掲載する場合は、公文書は不要とする）。

2 地方事務所の長は、前項による中止届等に不備がある場合は、中止届等を提出した者に対して期限を付して、文書による通知又は第3条第2項の規定を準用した方法により、補正指示を行うものとする。

3 地方事務所の長は、条例第13条第1項に規定する必要な措置が完了していないと認めるときは、中止届等を提出した者に対して、条例第9条第1項の規定に基づく指導又は条例第10条第3項の規定に基づく命令を行うものとする。

4 地方事務所の長は、規則第13条第2項の規定に基づく林地開発行為再開届（以下「再開届」という。）が提出されたときは、受付後速やかに形式審査を行い、適当と認めるときはこれを受理し、再開届を提出した者及び関係市町村長に通知するとともに、森林づくり推進課長に送付するものとする（林地開発台帳データベースに掲載する場合は、公文書は不要とする）。

5 地方事務所の長は、前項による再開届に不備がある場合は、再開届を提出した者に対して期限を付して、文書による通知又は第3条第2項の規定を準用した方法により、補正指示を行うものとする。

(開発行為の完了の届出の受理)

第18条 地方事務所の長は、規則第14条第1項の規定に基づく林地開発行為(分割・部分)完了届(以下「完了届」という。)が提出されたときは、受付後速やかに形式審査を行うとともに、許可計画の内容への適合状況の確認及び林地開発行為完了確認調書(様式第14号)(以下「完了確認調書」という。)の作成を行い、適当と認めるときはこれを受理し、完了届を提出した者、関係市町村長―鳥取県公安委員会委員長(分割・部分完了届の場合を除く。)に通知するとともに、完了確認調書を添付し森林づくり推進課長に送付するものとする(林地開発台帳データベースに掲載する場合は、公文書は不要とする)。

2 地方事務所の長は、前項による完了届に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合又は添付書類に不備がある場合は、完了届を提出した者に対して期限を付して、文書による通知又は第3条第2項の規定を準用した方法により、補正指示を行うものとする。

3 地方事務所の長は、第1項の確認により、開発行為が許可計画の内容に適合していないと認めるときは、完了届を提出した者に対して、条例第9条第1項の規定に基づく指導又は条例第10条第3項の規定に基づく命令を行うものとする。

(開発行為の状況報告の受理等)

第19条 地方事務所の長は、規則第15条第1項の規定に基づく林地開発行為状況報告書(以下「状況報告書」という。)が提出されたときは、受付後速やかに形式審査を行い、適当と認めるときは、これを受理し、森林づくり推進課長に送付するものとする。

2 地方事務所の長は、前項による状況報告書に不備がある場合、必要な書類が添付されていない場合又は添付書類に不備がある場合は、状況報告書を提出した者に対して期限を付して、文書による通知又は第3条第2項の規定を準用した方法により、補正指示を行うものとする。

3 第1項の状況報告書が、条例第15条第1項に規定する期間内に提出されない場合は、地方事務所の長は条例第9条第1項の規定に基づき、開発者に対して指導を行うものとする。

4 地方事務所の長は、開発行為について必要があると認めるときは、あらかじめ開発者に通知の上、条例第15条第3項又は第4項の規定に基づく立入調査等を行うものとする。この場合において、他法令等の規定に基づく同様の内容の調査が行われるときは、これを所管する関係機関と連絡調整を行い、立入調査等を行うものとする。

5 知事及び地方事務所の長は、前項の立入調査等を行う職員に立入調査証(様式第15号)を交付するものとする。

(許可状況の公表の内容)

第20条 森林づくり推進課長及び地方事務所の長は許可の処分を行ったときは、知事の許可に係るものは森林づくり推進課長が、地方事務所の長の許可に係るものは当該地方事務所の長が、次の各号に掲げる事項について、速やかに鳥取県公報等にその内容を登載するものとする。

- (1) 開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名
- (2) 開発者の住所又は主たる事務所の所在地
- (3) 開発行為を行う土地の所在地
- (4) 開発行為の目的
- (5) 土地の面積
 - ア 開発事業区域の土地の面積
 - イ 開発行為をしようとする森林の土地の面積

- ウ 開発行為に係る森林の土地の面積
- (6) 開発行為の工期
- (7) 開発行為の許可年月日

(林地開発許可管理台帳の整備)

第21条 知事及び地方事務所の長は、林地開発許可管理台帳（様式第16号又は林地開発台帳データベース）を整備及び保管し、許可処分その他の届出内容を明らかにするものとする。

(許可状況等の報告)

第22条 地方事務所の長は、地方事務所の長の許可に係る開発行為について次の各号の事務を行ったときは、翌年度の4月末日までにその内容を森林づくり推進課長に報告するものとする。

- (1) 第5条第1項の規定による変更届の受理
- (2) 第6条第2項の規定による許可又は不許可の処分の通知
- (3) 第7条第1項の規定による着手届の受理
- (4) 第8条第1項の規定による工期延長届の受理
- (5) 第9条第1項の規定による異動届の受理
- (6) 第11条第1項の規定による開発行為の地位の承継の届出の受理
- (7) 第12条第2項の規定による変更命令
- (8) 第13条第1項の規定による指導の通知及び条例第9条第3項の規定による改善計画の承認
- (9) 第14条第1項及び第3項の規定による命令
- (10) 第15条第1項の規定による緊急措置命令
- (11) 第16条第1項の規定による許可の取消し
- (12) 第17条第1項の規定による中止届等の受理
- (13) 第18条第1項の規定による完了届の受理

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年3月27日から施行し、平成18年度から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

協 議 （ 指 示 ） 書					
開 発 者					
開 発 行 為 の 場 所					
日 時	年 月 日 () : ~ :				
場 所					
県 担 当 者 署 名	所属				
	職名				
	氏名				
開発者立会者 署 名	所属				
	職名				
	氏名				
指 示 (協 議) 事 項					
そ の 他 参 考 事 項					
地方事務所 の 長	局 長	副 局 長	課 長	合 議	担当者
決 裁 者 等 指 示 事 項					

〔記載要領〕

- 1 協議又は指示した内容を、その場で県担当者が記入し、全員がその場で確認すること。
- 2 署名は、自筆による。
- 3 所属長決裁後、副本（コピー）を開発者に渡すこと。
- 4 下線部は地方事務所により適宜記載すること。

様式第2号（第4条関係）

林 地 開 発 許 可 申 請 調 査 書

（その1）

申 請 者	住 所						
	氏 名						
開 発 行 為 の 目 的							
所 在 場 所		森 林 計 画 区 名 （ ）					
		市・郡	町・村	大 字	字	地 番	筆 数
							外 筆
面 積 (h a)		区 分			全体計画		今回計画
		開 発 行 為 に 係 る 森 林					
		開 発 行 為 を し ょ う と す る 森 林					
		開 発 事 業 区 域					
現 況 調 査	地 況	地質 土質 傾斜 標高 降水量 溪流及び河川の状況					
	林 況	樹種及び混合歩合 林齢 疎密度 生育状況 下層植生 機能の高い森林の有無					
	そ の 他	生息動物 風致					

(その2)

社会的条件の調査	周辺地域等における住宅、農地、道路等の施設の状況	
	当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給状況	
	治山事業の施行状況	
	保安林との関係	
	他法令との関係	
開発行為による影響の調査	災害発生のおそれ	
	水害発生のおそれ	
	水量、水質への影響	
	生活環境等への影響	
	林業経営への影響	
河川管理者の意見		
その他		
調査者職氏名		
調査年月日		

様式第 3 号（第 4 条関係）

林 地 開 発 許 可 審 査 調 書

（その 1）

事 項			意 見	理 由
1 機能の高い森林の保全			該当なし 適 不適	
2 一般的事項	計 画 内 容 の 具 体 性	森林について開発行為の妨 げとなる権利を有する者の 同意	有 無	
		森林以外の土地について開 発行為の妨げとなる権利を 有する者の同意	有 無	
		他 法 令 の 許 認 可 等	必要なし 許可済又は確実 見込みなし	
		信 用	有 無	
		資 金 の 調 達	有 無	
	開 発 行 為 の 規 模		適 不適	
	一 体 性 の 判 断		適 不適	周辺の開発と一体性があると判断されるものについては、1 本の申請としているか
	全 体 計 画 と の 関 連		該当なし 適 不適	
	一 時 的 利 用 後 の 事 後 措 置		該当なし 適 不適	
	周辺の森林施業に対する配慮		必要なし 適 不適	
	周辺地域の住民の生活、産業活動 への配慮		必要なし 適 不適	
	残置森林等 の 管 理	権利の取得状況	有 無	
		管 理 計 画	適 不適	

(その2)

事 項			意 見	理 由
3 災害の防止	切土、盛土 又は捨土	のり面のこう配	適 不適	
		のり面の小段	必要なし 適 不適	
		のり面排水施設	必要なし 適 不適	
		土工量	適 不適	
		盛土の一層の 仕上がり厚	必要なし 適 不適	
		捨土の処理等	必要なし 適 不適	
		よう壁の設置箇所	必要なし 適 不適	
		よう壁等の構造	適 不適	
		のり面保護措置	必要なし 適 不適	
	えん堤等	流出土砂量計算	適 不適	
		設置箇所、構造	必要なし 適 不適	
	排水施設	水利計算等	適 不適	
		設置箇所、構造	必要なし 適 不適	
		人家等または重要な 保全対象	有 無	有の場合、20年確率で想定される降雨強度になっているか
		要配慮者施設等	有 無	有の場合、30年確率で想定される降雨強度になっているか
		排水先の同意	必要なし 適 不適	
	洪水調節池 等の設置	水利計算等	必要なし 適 不適	
		設置箇所、構造	必要なし 適 不適	
		50年確率想定 の雨量強度を使用 すべきに係る河川 管理者との協議結果	有 無	

	仮設防災施設	水利計算等	必要なし 適 不適	
		設置箇所、構造	必要なし 適 不適	
		施行時期	必要なし 適 不適	
	「災害が発生するおそれがある区域」における災害防止措置	該当区域	有 無	
		防止措置	必要なし 適 不適	
	施行工程		適 不適	

(その3)

事 項			意 見	理 由
4 水害の防止	洪水調節池等の設置	ピーク流量の増加率等	適 不適	
		水利計算等	必要なし 適 不適	
		設置箇所、構造	必要なし 適 不適	
		河川管理者等との協議	必要なし 適 不適	
5 水の確保	水量の確保の措置		必要なし 適 不適	
	土砂流出による水質悪化の防止の措置		必要なし 適 不適	
6 環境の保全	残置森林等	森林率等	必要なし 適 不適	
		配置位置	適 不適	
		幅の確保	適 不適	
		造成方法	該当なし 適 不適	
	景観の維持対策		必要なし 適 不適	
	貴重な動植物の保護対策		必要なし 適 不適	
結 論			適 不適	(審査年月日： 年 月 日 調査者職氏名：)

林地開発行為に関する意見書

年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長

年 月 日付けで照会のあった下記の林地開発行為について、森林法第 10 条の 2 第 6 項の規定に基づき、別添のとおり意見を提出します。

記

1. 申請者の住所及び氏名
2. 開発行為に係る森林の所在場所
3. 開発行為の目的

別添

開発行為に関する意見

1. 当該開発行為により土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号関連）
2. 当該開発行為により水害を発生させるおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 関連）
3. 当該開発行為により水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号関連）
4. 当該開発行為により環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号関連）

備考

- 1 必要に応じて参考資料を添付すること。
- 2 上記 1～4 以外の事項について意見がある場合には、意見の趣旨を明らかにし、必要に応じて補足資料を添付すること。

鳥取県指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで申請のあった林地開発行為（の変更）については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。ただし、下記の事項に違反した場合は、許可を取り消すことがある。

年 月 日

職 氏 名

記

1 許可の内容

- (1) 開発行為地
- (2) 開発目的
- (3) 面積
(新規の場合)

区 分	許可面積
開発事業区域	ヘクタール
開発行為をしようとする森林	ヘクタール
開発行為に係る森林	ヘクタール

(変更の場合)

単位：ヘクタール

区 分	許可済	変更増	変更後
開発事業区域			
開発行為をしようとする森林			
開発行為に係る森林			

- (4) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

2 許可の条件（例）

- (1) 開発行為は、申請書及び添付書類の内容に従って行うこと。
- (2) 開発行為地の見やすい場所に、許可標識を掲示すること。
- (3) 開発行為に着手したとき、及び完了したときは、遅滞なく〇〇に届け出ること。
- (4) 県の職員が開発行為の実施状況に関する調査及び確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (5) 開発行為を中止又は廃止したときは、速やかに〇〇に届け出るほか、〇〇の指示に従い防災措置を講ずること。
- (6) 開発行為に係る土地の権利の譲渡が行われたときは、速やかに〇〇に届け出ること。
- (7) 開発行為の計画を変更する必要があるときは、速やかに変更手続を行うこと。
- (8) 開発行為の実施中に災害が発生したときは、速やかに〇〇に届け出るとともに、適切な措置を講ずること。
- (9) 開発行為の実施及び各手続に当たっては、地方事務所の長の指導を受けること。

- (10) 開発行為の途中において、災害等が発生しあるいは発生するおそれがある場合は、許可条件の変更及び追加をすることがある。
- (11) 防災施設の設置を先行すること。
- (12) 切土等は、下流に対する安全を確認した上で行うこととし、強雨時、台風襲来時及び融雪時には行わないこと。
- (13) 切取が完成した法面から速やかに緑化を図り、景観の保全に努めること。緑化にあたっては、法面整形後に運用規程に定める参考様式第1号に参考様式第2号を添付して提出し、同規定の参考様式第3号の通知を受けてから緑化を行うこと。
- (14) えん堤、洪水調節池、沈砂池、〇〇等については、規則第6条第6項の特に先行して完了させる必要があると知事が認める防災施設であるため、設置完了後、部分完了届を提出し、都道府県職員が確認を行うまでの間は他の開発行為を施行しないこと。
- (15) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施行する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、施行地全体の安全性を担保すること。
- (16) 排水施設、洪水調節池、沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施行中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行うこと。
- (17) 施工完了後に不可視となる部分（巻出し及び転圧の状況、施工中埋没する工作物等）については、施工状況写真等（写真の撮影頻度は、1施工箇所につき1回（各工種ごと最低1枚）程度とする。）を撮影し、規則の様式第22号及び様式第23号において報告すること。

（教示）

※ 土石等の採掘の許可の場合

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると裁定の申請をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に裁定の申請をした場合には、処分の取消しの訴えは、その裁定の申請に対する裁定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

※ 土石等の採掘の許可以外の場合

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

担当：〇〇

電話〇〇

備考

- 1 名宛人が法人の場合は、氏名に代えてその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 許可の条件は、森林の有する公益的機能の維持の必要性その他を勘案し、必要な項目を追加すること。

様式第 6 号（第12条、第14条関係）

弁 明 通 知 書

（ 番 号 ）

様

あなたは、鳥取県行政手続条例（平成 6 年鳥取県条例第 3 4 号）第 1 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき弁明を行うことができますので、同法第 3 0 条の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名

記

弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 不 利 益 処 分 の 内 容	
根拠となる法令の条項	
不 利 益 処 分 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日（ ）
備 考	

様式第7号（第12条関係） 〔変更命令書〕

（ 番 号 ）

（住所）

（氏名）

年 月 日付鳥取県指令第 号で許可した林地開発行為について、下記のとおり当該開発行為に係る許可計画を変更する必要があるため、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第8条の規定により、許可計画の変更を命ずる。

年 月 日

職 氏 名

記

1 命令を行う理由

2 命令の履行期限

（教示）

この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

- 1 名宛人が法人の場合は、氏名に代えてその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 命令を行う理由は、調査した事実に基づき、開発行為が法第10条の2第2項各号のいずれに該当するかを勘案の上、客観的かつ具体的に記載すること。

様式第8号（第14条関係）〔中止命令書〕

（ 番 号 ）

（住所）

（氏名）

年 月 日付鳥取県指令第 号で許可した林地開発行為について、下記のとおり違反行為があり、森林の有する公益的機能の維持のために必要があるため、【条例第10条第1項に該当する場合：森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3、条例第10条第2項に該当する場合：鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第10条第2項】の規定により、開発行為の中止を命ずる。

年 月 日

職 氏 名

記

1 違反行為の内容

2 命令を行う理由

（教示）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

- 1 名宛人が法人の場合は、氏名に代えてその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 違反行為の内容及び命令を行う理由は、調査した事実に基づき、森林の有する公益的機能の維持の必要性を勘案の上、客観的かつ具体的に記載すること。
- 3 下線部は、違反行為の内容に応じて使い分けること。

様式第9号（第14条関係）〔復旧命令書〕

（ 番 号 ）

（住所）

（氏名）

年 月 日付鳥取県指令第 号で許可した林地開発行為について、下記のとおり違反行為があり、森林の有する公益的機能の維持のために必要があるため、【条例第10条第1項に該当する場合：森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3、条例第10条第2項に該当する場合：鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第10条第2項】の規定により、復旧に必要な下記の行為を命ずる。

（なお、年 月 日付 号で命じた開発行為の中止については、当該命令に係るものに限り、これを解除する。）

年 月 日

職 氏 名

記

- 1 違反行為の内容
- 2 命令を行う理由
- 3 命令の内容
- 4 履行期限

（教示）

この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

- 1 名宛人が法人の場合は、氏名に代えてその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 違反行為の内容、命令を行う理由及び命令の内容は、調査した事実に基づき、森林の有する公益的機能の維持の必要性を勘案の上、客観的かつ具体的に記載すること。
- 3 下線部は、違反行為の内容に応じて使い分けること。

様式第10号（第14条関係）〔措置命令書〕

（ 番 号 ）

（住所）

（氏名）

年 月 日付鳥取県指令第 号で許可した林地開発行為について、下記のとおり違反行為があり、森林の有する公益的機能の維持のために必要があるため、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第10条第3項の規定により、下記の措置を命ずる。

（なお、年 月 日付 号で命じた開発行為の中止については、当該命令に係るものに限り、これを解除する。）

年 月 日

職 氏 名

記

- 1 違反行為の内容
- 2 命令を行う理由
- 3 命令の内容
- 4 履行期限

（教示）

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

- 1 名宛人が法人の場合は、氏名に代えてその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 違反行為の内容、命令を行う理由及び命令の内容は、調査した事実に基づき、森林の有する公益的機能の維持の必要性を勘案の上、客観的かつ具体的に記載すること。

（ 番 号 ）

（住所）

（氏名）

年 月 日付鳥取県指令第 号で許可した林地開発行為について、下記のとおり違反行為があり、森林の有する公益的機能の維持のために必要があるため、【条例第10条第1項に該当する場合：森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3、条例第10条第2項に該当する場合：鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第10条第2項】及び鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第10条第3項の規定により、開発行為の中止及び下記の措置を命ずる。ただし、開発行為の中止の命令は、下記の措置に必要な区域について及ぶものではない。

年 月 日

職 氏 名

記

- 1 違反行為の内容
- 2 命令を行う理由
- 3 命令の内容
- 4 履行期限

（教示）

この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

- 1 名宛人が法人の場合は、氏名に代えてその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 違反行為の内容、命令を行う理由及び命令の内容は、調査した事実に基づき、森林の有する公益的機能の維持の必要性を勘案の上、客観的かつ具体的に記載すること。
- 3 下線部は、違反行為の内容に応じて使い分けること。

（ 番 号 ）

（住所）

（氏名）

年 月 日付鳥取県指令第 号で許可した林地開発行為について、下記のとおり違反行為があり、森林の有する公益的機能の維持のために緊急の必要があるため、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第11条の規定により、下記の措置を命ずる。

（なお、年 月 日付 号で命じた開発行為の中止については、当該命令に係るものに限り、これを解除する。）

年 月 日

職 氏 名

記

1 命令を行う理由

2 命令の内容

3 履行期限

（教示）

この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることはできなくなります。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考

- 1 名宛人が法人の場合は、氏名に代えてその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 命令を行う理由及び命令の内容は、調査した事実に基づき、森林の有する公益的機能の維持の必要性を勘案の上、客観的かつ具体的に記載すること。
- 3 開発行為の停止を命ずる場合は、履行期限の記載を要しない。

林地開発行為中止等確認調書

調 査 年 月 日		年 月 日	
調 査 者 職 氏 名			
開 発 者 住 所 氏 名 及 び 立 会 者 職 氏 名		開発者 立会者	
開 発 行 為 の 場 所			
開 発 行 為 の 目 的			
許 可 年 月 日 等		年 月 日 鳥取県指令第 号	
開 発 許 可 面 積		開発行為に係る森林	開発行為をしようとする森林
		ha	ha
進 ち ょ く 状 況		進ちよく率 %	
調 査 結 果	災 害 の お そ れ		
	水 害 の お そ れ		
	水量・水質への影響		
	環 境 へ の 影 響		
	そ の 他 特 記 事 項		

注：現場状況写真、現況図等を添付すること。

林 地 開 発 行 為 完 了 確 認 調 書

調 査 年 月 日	年 月 日		
調 査 者 職 氏 名			
開 発 者 住 所 氏 名 及 び 立 会 者 職 氏 名	開発者 立会者		
開 発 行 為 の 場 所			
開 発 行 為 の 目 的			
許 可 年 月 日 等	年 月 日 鳥取県指令第 号		
開 発 許 可 面 積	開発行為に係る森林	開発行為をしようとする森林	開発事業区域
	ha	ha	ha
手 直 し 指 示 事 項			
手 直 し 指 示 事 項 の 確 認 状 況			
総 合 的 所 見			
備 考			

注：確認内容表、確認時の状況写真及び出来型図等を添付すること。

様式第15号（第19条関係）

表面

第 号
交付年月日 年 月 日
有効期間 年 月 日

身分証明書（職員用）

鳥取県職員（氏名）

写真

上記の者は、森林法第188条第2項又は第3項の規定により、他人の森林に立ち入って調査等ができる者であることを証する。

鳥取県地方事務所の長 ○○ ○○
(鳥取県知事 ○○ ○○)

印

裏面

森林法抜粋
(立入調査等)
第188条（略）
2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。
3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。
4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

林 地 開 発 許 可 管 理 台 帳

申請者住所氏名			
開 発 行 為 地	市町村 大字	地内	開 発 目 的

申 請 区 分	申 請 年 月 日	許 可			開発面積 (ha)			着 手 年 月 日	進ちよく 状況		その他届出 等 (年月日、内 容)	変更内 容等	備 考
		番 号	年 月 日	工 期	事業 区域	対象 森林	行為 森林		年 月 日	%			

備考

- 1 申請区分欄には、「申請」又は「変更申請」の別を記載すること。
- 2 全体計画がある場合は、開発面積の各欄上段に括弧書きすること。
- 3 条例に基づく指導、若しくは法又は条例に基づく処分を行った場合は、備考欄に概要を記載すること。（例：○月○日、中止命令）